

○上田市新エネルギー活用施設設置費補助金交付要綱

平成18年3月6日

告示第87号

改正 平成18年7月19日告示第142号

平成24年3月26日告示第83号

平成25年8月29日告示第138号

平成27年4月1日告示第73号

平成28年3月25日告示第40号

平成30年3月28日告示第83号

注 平成24年3月から条文沿革を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化の防止やエネルギーの安定供給の確保を図り、自然環境共生都市のまちづくりを推進するため、太陽光発電システム又は太陽熱利用システムを利用した新エネルギー活用施設（以下「活用施設」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平30告示83・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）又は同一敷地内にある倉庫等の屋根等（以下あわせて「住宅等」という。）への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系したもの

イ 太陽電池の最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。)が10キロワット未満であるもの

ウ 市長が別に定める技術仕様書の要件に適合するもの

エ 未使用のもの

オ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの

(2) 太陽熱利用システム 次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 集熱器の中で水を加熱するものであって水の循環に動力を使用しないもの（以下「自然循環型システム」という。）又は集熱器の中で不凍液等を加熱するものであって不凍液等の循環に動力を使用するもの（以下「強制循環型システム」という。）
- イ 日本工業規格A4111若しくはA4112に定める規格の認定を受けたもの又は当該規格の認定を受けたものと同等の性能があると市長が認めたもの
- ウ 未使用のもの

（平30告示83・一部改正）

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自らが居住するための市内の住宅等に活用施設を設置しようとする者又は活用施設が設置された市内の住宅等で販売を目的としたものを購入しようとする者
- (2) 補助金の交付の申請をした年度内に活用施設の設置を完了することができる者
- (3) 住宅等が自己の所有に属さない場合にあつては、当該住宅等の所有者の承諾を得られる者
- (4) 太陽光発電システムを設置しようとする場合にあつては、補助金の交付の申請をした年度内に前条第1号のオに定める契約を締結できる者

2 補助金の交付の条件は、市税の滞納がないこととする。

（対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。

対象経費	補助率等	
太陽光発電システムの設置に要する経費	1キロワット当たり16,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力（太陽電池の最大出力が6キロワットを超えるシステムにあつては6キロワットを限度とする。）を乗じて得た額	
太陽熱利用システムの設置に要する経費（既存設備の処分費用を除く。）	自然循環型システム	10分の1以内。ただし、15,000円を限度とする。
	強制循環型システム	10分の1以内。ただし、50,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助限度額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 補助金の交付は、一の世帯につき、活用施設の種類ごとに1基を限度とする。

(平24告示83・平25告示138・平27告示73・平28告示40・平30告示83・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 活用施設の設置に要する費用の内訳が記載された書類
- (2) 設置予定箇所の位置図
- (3) 設置予定箇所を確認できる写真
- (4) 納税状況証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 活用施設の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 活用施設の設置状況を示す写真（太陽電池モジュール又は集熱器の写真は枚数の確認できるものとし、枚数が確認できない場合は図面を添付すること。）
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し（太陽光発電システムに限る。）
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し（太陽光発電システムに限る。）
- (5) 申請者本人が所持する活用施設の機器の保証書の写し（太陽熱利用システムに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(平30告示83・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月6日から施行する。

(適用区分)

2 この告示に基づく補助金の交付については、平成18年度から適用する。

(経過措置)

3 合併前の上田市新エネルギー活用施設設置費補助金交付要綱（平成15年上田市告示第

36号)又は丸子町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成13年丸子町告示第10号)(以下これらを「合併前の告示」という。)の規定に基づく補助金の交付については、平成17年度に限り、なお合併前の告示の例による。

附 則(平成18年7月19日告示第142号)  
(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上田市新エネルギー活用施設設置費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日以後に申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月26日告示第83号)  
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月29日告示第138号)抄  
(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月29日から施行し、改正後の上田市事業所用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年4月1日告示第73号)  
この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日告示第40号)  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日告示第83号)  
この告示は、平成30年4月1日から施行する。